

# 令和7年度版 個人タクシー実務必携

## 自動車事故報告規則

### 資料内の色分け

赤色 語群問題の抜き所

青色 ○×問題の関連文章

緑色 令和7年度改定部

## ○自動車事故報告規則 [抄]

(定義)

第2条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が【転覆し】、【転落し】、【火災】（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は【鉄道車両】（軌道車両を含む。以下同じ。）と【衝突】し、若しくは【接触】したもの
- 二 【10台以上】の自動車の【衝突】又は【接触】を生じたもの
- 三 【死者】又は【重傷者】（自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四 【10人以上】の【負傷者】を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が【飛散】し、又は【漏えい】したもの
  - イ 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
  - ロ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項に規定する火薬類
  - ハ 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定する高压ガス
  - ニ 原子力基本法（昭和30年法律第186号）第3条第2号に規定する核燃料物質及びそれによって汚染された物
  - ホ 放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第5項に規定する放射線発生装置から発生した同条第1項に規定する放射線によって汚染された物
  - ヘ シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）別表第2に掲げる毒物又は劇物
  - ト 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第47条第1項第3号に規定する品名の可燃物
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 【操縦装置】又は乗降口の扉を開閉する【操作装置】の【不適切】な【操作】により、【旅客】に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる【傷害】が生じたもの
- 八 【酒気帯び運転】（道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）（特定自動運行旅客運送（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第6条第1項第9号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下この号において同じ。）又は特定自動運行貨物運送（貨物自動車運送事業法施行規則（平成2年運輸省令第21号）第3条第3号の3に規定する特定自動運行貨物運送をいう。以下この号において同じ。）を行う場合にあっては、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第15条の2第1項又は貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第3条第1項に規定する特定自動運行保安員（以下「特定自動運行保安員」という。）が酒気を帯びて特定自動運行用自動車（同法第75条の12第2項第2号イに規定する特定

自動運行用自動車をいう。以下この号において同じ。)の運行の業務に従事する行為。

第4条第1項第5号において同じ。)、**【無免許運転】**(同法第64条の規定に違反する行為をいう。)、**【大型自動車等無資格運転】**(同法第85条第5項から第9項までの規定に違反する行為をいう。)又は**【麻薬等運転】**(同法第117条の2第1項第3号の罪に当たる行為をいう。)(特定自動運行旅客運送又は特定自動運行貨物運送を行う場合にあっては、特定自動運行保安員が麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第3条の3の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な業務ができないおそれがある状態で特定自動運行用自動車の運行の業務に従事する行為)を伴うもの

九 **【運転者】**又は特定自動運行保安員の**【疾病】**により、**事業用自動車の運行を【継続】**  
**することができなくなったもの**

十 **【救護義務違反】**(道路交通法第117条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。)**があったもの**

十一 **【自動車の装置】**(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第41条第1項各号に掲げる装置をいう。)の**【故障】**(以下単に「故障」という。)により、**自動車が【運行】**  
**できなくなったもの**

十二 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)

十三 **【橋脚】、【架線】**その他の**【鉄道施設】**(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設をいい、軌道法(大正10年法律第76号)による軌道施設を含む。)を**【3時間】**以上本線において**鉄道車両の運転を休止させたもの**

十四 **【高速自動車国道】**(高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道をいう。)又は自動車専用道路(道路法(昭和27年法律第180号)第48条の4に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)**において、【3時間】**以上**自動車の通行を禁止させたもの**

十五 **前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために【国土交通大臣】**

(主として指定都道府県等(道路運送法施行令(昭和26年政令第250号)第4条第1項の指定都道府県等をいう。以下同じ。))の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあっては、当該指定都道府県等の長)**が特に必要と認めて報告を指示したもの**

08 自動車事故報告規則 0010

(報告書の提出)

第3条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第50条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者(以下「事業者等」という。)は、**その使用する自動車**(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあっては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)**について前条各号の事故があった場合には、当該事故があった日**(前条第10号に掲げ

る事故にあつては事業者等が当該【**救護義務違反**】があつたことを知つた日、同条第 15 号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日) から【**30 日以内**】に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)【3 通】を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する【運輸監理部長】又は【運輸支局長】(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を【経由】して、【国土交通大臣】に提出しなければならない。

2 前条第 11 号及び第 12 号に掲げる事故の場合には、報告書に次に掲げる事項を記載した書面及び【**故障**】の状況を示す【**略図**】又は【**写真**】を【**添付**】しなければならない。

一 当該自動車の【**自動車検査証**】の【**有効期間**】

二 当該自動車の使用開始後の【**総走行距離**】

三 最近における当該自動車についての大規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名

四 故障した部品及び当該部品の故障した部位の名称(前後左右の別がある場合は、前進方向に向かって前後左右の別を明記すること。)

五 当該部品を取りつけてから事故発生までの当該自動車の【**走行距離**】

六 当該部品を含む装置の整備及び改造の状況

七 当該部品の製作者(製作者不明の場合は販売者)の氏名又は名称及び住所

3 運輸監理部長又は運輸支局長は、報告書を受け付けたときは、【**遅滞なく**】、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

4 第 1 項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、報告書を当該指定都道府県等の長に提出するものとする。

## 08 自動車事故報告規則 0020

(速報)

第 4 条 事業者等は、その【**使用する自動車**】(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)について、次の各号のいずれかに該当する事故があつたとき又は【**国土交通大臣**】の指示があつたときは、前条第 1 項の規定によるほか、【**電話**】その他適当な方法により、【**24 時間以内**】においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に【**速報**】しなければならない。

一 第 2 条第 1 号に該当する事故(旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者(以下「旅客自動車運送事業者等」という。))が使用する自動車が引き起こしたものに限る。)

二 第 2 条第 3 号に該当する事故であつて次に掲げるもの

イ 【**2 人以上**】(旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こした事故にあつては、【**1 人**】)の【**死者**】を生じたもの

注 以上の位置を移動して 2 人を 2 人以上に編集

ロ 【**5 人以上**】の【**重傷者**】を生じたもの

ハ 【旅客】に【1人以上】の【重傷者】を生じたもの

三 第2条第4号に該当する事故

四 第2条第5号に該当する事故（自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両、自動車その他の物件と衝突し、若しくは接触したことにより生じたものに限る。）

五 第2条第8号に該当する事故（酒気帯び運転があったものに限る。）

2 前条第3項の規定は、前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長が速報を受けた場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあっては、同項各号のいずれかに該当する事故があったとき又は当該指定都道府県等の長の指示があったときは、当該指定都道府県等の長に速報するものとする。

08 自動車事故報告規則 0030